

- 編 論
 1. 吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
 2. 吾々は、常に暴力と独裁を排し自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる發展を期す。
 3. 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによつて、その人道的任務の達成に寄与する。

発行所

日本赤十字
新労働組合連合会
(略称「日本新労」)
東京都港南区新宿3-1-5
Tel. 港南2-2000
発行責任者
川島一郎

日本新労ニュース

ベア善徳要求事項について
団体交渉続行申0000



本社における団体交渉(正面新労側)

日本新労においては、去る四月開催の第十九回定期大會に於て決定した運動方針に基き、既報へ毎日の要求書を本社に提出し、次の日程により、団体交渉を行ふ。
既報へ毎日の要求書を本社に提出し、次

オ一回——四月二十七日
オ二回——五月二十一日
オ三回——六月十六日
オ四回——七月十六日

オ一回——四月二十七日
オ二回——五月二十一日
オ三回——六月十六日
オ四回——七月十六日

第一回団交においては、要求項目へ賃上げ等特殊労務、給与アンバランス是正、最賃復、住宅手当、看護婦確保手当、年金・夏期手当)の説明を行ふ。第二回目からは、その他の要求項目をも含め実質的交渉に入れる。
第四回団交を行った時、現状の交渉の

とおり
賃上げ(本社回答)

(1)賃上げ(本社回答)
本年も労働協同組合、中労委に対し調停申請が
あり、これと関連性があるが、本社と
しては、あくまで人事院勧告の範囲に
沿っていくことに盡りは至る。

(2)本年四月現在で調査したところ、九
十三病院中、黒字施設五四、赤字
施設三九であり、このような状態吊
て人事院勧告を実施するにしても時
期をいつにするか、ひと云わんても現時
までは明示できなかつた。ただ昨年よりは
セシターについてはなんとか病院と同時に
にベアはできると考えている。

二、労働協約の改正について

労働協約の改定については、配偶者の父
母の引取にて昭和四十三年以来本
社側と交渉を重ね、四月十九日二十
八日の交渉に於て最終結果見えたも

現行の配偶者父母に対する恩引日数は
三日であり、改定案では、生計主一二日
を場合七日となる。

新労側の回答は延長の抗議に付し、本
社は陳謝之意を表し、早急に改定
するよう努力することを約した。

三、住宅貸付金制度の新設について
一般企業においては、持家制度を採用
するところ多く、その一環として、住宅
積立金制度と並行して、貸付金制
度の新設を申入れたのはなし、本社
は、趣旨には賛成であるので、関係
者と協議、調査の上善処した旨
回答がある。

以上は、中央委員会の段階に
おける、対本社交渉(要求八
項目その他)の現況である。

未だべき中央委員会於ては、この
状況を踏まえて、
「今後こそは、賃上げをいかに
してか」との如き
を中心議題として、慎重審
議を期待する。

○執行委員会

団体交渉がおこる場合に、毎回
その前後に、執行委員会を開催
して、団交議題、その他当面す
る諸問題について討議を行つ
ている。

